

株 主 各 位

東京都新宿区北新宿二丁目21番1号

アキレス株式会社

代表取締役社長 伊 藤 守

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権をご行使いただけますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時20分までに到着するようにご返送をお願い申し上げます。

提出された議決権行使書の賛否の欄に記載がない場合は、各議案について賛成の意思表示をされたものとして会社は取り扱いさせていただきます。 敬 具

記

- | | |
|--------|--|
| 1. 日 時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー 22階
当社本店 |

当社本店を平成27年2月23日に移転しており、株主総会の会場を今回より変更させていただいております。

3. 目的事項

報告事項

1. 第95期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第95期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 監査役4名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいませようお願いします。
 - ◎ 本定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.achilles.jp>）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
 - ◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.achilles.jp>）に掲載させていただきます。
- ~~~~~

(提供書面)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度における経済環境は、国内は消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動が長期化するとともに、天候不順による影響も加わり、個人消費は回復の遅れがみられました。海外では米国経済の堅調さは継続したものの、活発化する「イスラム国」のテロ行為や、長期化して解決の糸口が見つからないウクライナ情勢は世界経済に不安定な影響を及ぼしました。また、円安の定着は原油価格低下の効果を薄め、輸入原材料や製品価格の上昇をともなって製造業の収益を圧迫するなど厳しい情勢で推移しました。

このような事業環境の下、当社グループは企業価値の増大を目指して、ブランド力・魅力ある商品創りと拡販に注力してまいりました。具体的には省エネルギー関連製品、環境対応製品、スポーツ健康関連製品など成長分野と、インフラ整備、防災関連分野およびグローバル化へと積極的な事業展開を推進するとともに徹底したコストダウンに取り組んでまいりました。

その結果、当期連結業績は売上高89,056百万円（前期比1.2%増）、営業利益913百万円（前期比53.5%減）、経常利益1,480百万円（前期比41.9%減）、当期純利益1,287百万円（前期比25.8%減）となりました。

以下各事業につきご報告申し上げます。

シューズ事業

ジュニアスポーツシューズのトップブランド「瞬足」は、昨年4月に実施された消費税率引き上げにともなう駆け込み需要の反動による影響と、天候不順による影響のため、主力のランニングカテゴリーが苦戦し、前年売上を下回りました。高機能スーパーカッション「ソルボ」を搭載した「アキレス・ソルボ」は紳士、婦人向けカテゴリーとともに、新製品が伸長し、前年売上を上回りました。20km歩けるパンプス「ALL DAY Walk」の好調もありましたが、シューズ事業全体では前年並みの売上となりました。

プラスチック事業

車輻内装用資材は、ラミネート製品の新規受注と国内・北中米向けの堅調な受注により、前年売上を上回りました。

フィルムの国内事業は、産業用が不振でしたが、一般用途でカバーし前年売上を上回り、また海外向けは、窓用および工業用が好調で前年売上を大きく上回りました。北米事業は、工業用、医療用が苦戦し、前年売上を下回りました。農業分野は、関東地区の雪害後の復興遅れ等が影響し前年売上を下回りました。

建装資材は、消費税率引き上げ後の住宅関連市場の冷え込みの影響を受け、床材、壁材ともに前年売上を下回りました。

引布商品は、輸出用のボートおよび原反が好調に推移しましたが、国内向けの災害対策用レスキューボートおよびエアータントが苦戦し、全体では前年売上を下回りました。

産業資材事業

ウレタンは、寝具・包装用など主力商品が好調に推移し、また車輻用も好調を維持し前年売上を上回りました。

断熱資材は、パネル製品が農畜産向け、システム製品が工事用原液で拡販できましたが、ボード製品、スチレン製品は住宅関連市場の冷え込みの影響を受け苦戦し、全体として前年売上を下回りました。

静電気対策品は、半導体分野を中心にスマートフォン向け需要増と海外顧客向けの拡大により、前年売上を上回りました。なお、タイ国子会社の固定資産について減損損失を計上しました。

当連結会計年度の各事業の状況は以上述べたとおりであります。

以下、各事業区分の売上高を記載いたします。

事業	売上高	前期比	構成比率
シューズ事業	19,850 百万円	100.1 %	22.3 %
プラスチック事業	39,996	100.1	44.9
産業資材事業	29,209	103.5	32.8
合計	89,056	101.2	100.0

② 設備投資の状況

1) 当連結会計年度に完成した主な設備

全社共通	フィルム研究設備	(足利第一工場)
プラスチック事業	フィルム製造設備	(滋賀第一工場)
産業資材事業	ウレタン製造設備	(滋賀第二工場)

当連結会計年度の企業集団の設備投資総額は39億円であります。

2) 当連結会計年度中に継続中の主要設備の新設、拡充

産業資材事業	断熱ボード製造設備	(滋賀第二工場)
産業資材事業	断熱ボード製造設備	(足利第二工場)
プラスチック事業	フィルム製造設備	(足利第一工場)

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第 92 期 (平成23年4月 ～平成24年3月)	第 93 期 (平成24年4月 ～平成25年3月)	第 94 期 (平成25年4月 ～平成26年3月)	第 95 期 (平成26年4月 ～平成27年3月)
売 上 高 (百万円)	81,301	81,598	88,006	89,056
経 常 利 益 (百万円)	1,777	2,655	2,548	1,480
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (百万円)	△356	1,423	1,734	1,287
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)	△1円89銭	7円57銭	9円34銭	6円96銭
総 資 産 (百万円)	70,579	71,854	76,405	77,976
純 資 産 (百万円)	39,053	40,972	42,078	43,552
1 株 当 た り 純 資 産 額	206円69銭	219円55銭	227円33銭	235円33銭

(3) 対処すべき課題

今後のわが国の経済見通しは、雇用と所得環境の改善による個人消費の回復とともに、原油価格の下落効果も期待され、さらに2020年開催が決定した東京オリンピック・パラリンピック関連市場やインフラ再整備事業も活発化すると考えられます。海外では、米国経済は引き続き好調に推移すると思われる一方、不安材料としては「イスラム国」問題とウクライナ情勢に加え、ユーロ圏の政府債務問題やデフレ懸念が存在します。

こうした国内外の事業環境が予測されるなか、お客様が求める商品・ブランド力のある商品創りに注力するとともに省エネルギー関連製品、環境対応製品、スポーツ健康関連製品など成長分野とインフラ整備関連分野へ積極的な事業展開を行ってまいります。

当社グループは持続的な成長と企業価値の増大を目指して、グローバルな視点で見た優位性を活かすとともに独自技術を発揮した製品開発に注力し、社会から求められる企業集団として最善の努力をしております。

この目標実現のために会社に対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでまいります。

- ① 生産性の向上
 - 1) 生産技術力の強化
 - 2) 生産設備の更新
- ② 物流システム改革
- ③ 新商品開発－製品化のスピードアップ
- ④ 人事組織改革
- ⑤ 新規基幹情報システムの導入
- ⑥ グローバル戦略の推進

持続的な成長を遂げ企業価値を高めることを目的としてグループ全員が情熱と論理をもって、国際的に逞しい会社を目指し、より大きな企業価値を創造する集団を構築すべく施策を推進いたします。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(4) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループが製造・販売する主要品目は下記のとおりであります。

<シューズ事業>

瞬足、瞬足レモンパイ、アキレス・ソルボ、マインリラックス、SPALDING、UNITED COLORS OF BENETTON、るるぶ、TVキャラクター、校内履シューズ、職域シューズ、ブーツ、Tretorn

<プラスチック事業>

車輦内装用資材

ペーストレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材

一般レザー・カブロン・ラミネート

カレンダーレザー、ペーストレザー、合成皮革カブロン、ラミネート資材（家具用、靴用、建材用、衣料用、工業資材用、メディカル用）

フィルム

フィルム：産業・工業用（半硬質フィルム、オレフィンフィルム）

一般用（軟質フィルム・シート、PPシート）

機能性（クリーンルーム用カーテン、ドアカーテン）

農業資材：被覆資材（農業用ビニールフィルム、農業用POフィルム）

関連資材（生分解マルチフィルム、施設園芸用塗布型遮光剤）

建装資材

床材：住宅用・店舗用クッションフロア、商業用重歩行シート

壁材：住宅用・店舗用壁装材、天井材

引布

ゴム引布（ターポリン）、ゴムシート（フィルム）、排水管用継手（アキレスジョイント）、インフレーターポート、エアータント、エアータンク、背負い式消火水囊

<産業資材事業>

ウレタン

軟質ウレタンフォーム、インテリア・リビング製品、健康福祉関連商品

断熱資材

断熱用硬質ウレタンボード、断熱屋根材、断熱システム（原液、発泡機および附帯設備）、スチレンブロック、化粧型枠材（マトリックス）、EPS土木工法用ブロック、現場発泡軽量盛土工法（ウレタンLH工法）、マテリアルリサイクル品（URボード）

工業資材

静電気対策品、OA機器部品、HDD部品、半導体およびHDD向け出荷梱包資材と出荷梱包材の回収・洗浄・リユース等のサービス業務、医療機器筐

体、R I M成形品、マスク治具
衝撃吸収材

衝撃吸収用インソール、サポーター、足底板用パッド、マット、工業用防振材

(5) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

	名 称	所 在 地
当 社	本 社	東 京 都 新 宿 区
	関 西 支 社	大 阪 市 北 区
	北 海 道 営 業 所	北 海 道 石 狩 市
	東 京 営 業 所	東 京 都 墨 田 区
	大 阪 営 業 所	大 阪 府 東 大 阪 市
	九 州 営 業 所	福 岡 市 東 区
	足 利 第 一 工 場	栃 木 県 足 利 市
	足 利 第 二 工 場	栃 木 県 足 利 市
	滋 賀 第 一 工 場	滋 賀 県 野 洲 市
	滋 賀 第 二 工 場	滋 賀 県 豊 郷 町
美 唄 工 場	北 海 道 美 唄 市	
九 州 工 場	福 岡 県 飯 塚 市	
子 会 社	A C H I L L E S U S A , I N C .	ア メ リ カ 合 衆 国 ワ シ ン ト ン 州
	阿 基 里 斯 (上 海) 国 際 貿 易 有 限 公 司	中 国 上 海 市
	ア キ レ ス コ ア テ ッ ク (株)	東 京 都 墨 田 区
	関 東 ア キ レ ス エ ア ロ ン (株)	栃 木 県 佐 野 市
	大 阪 ア キ レ ス エ ア ロ ン (株)	大 阪 市 北 区

(注) 当社は、平成27年2月23日付で、本社を東京都新宿区北新宿二丁目21番1号に移転いたしました。

(6) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
2,345 (378) 名	△161 (+13) 名

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,364 (201) 名	+42 (+59) 名	42.5歳	20.8年

(注) 使用人数は就業人員数であり、パートおよび臨時嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ACHILLES USA, INC.	6,720千米ドル	100.0%	プラスチック製品の製造・販売

② その他

当社の連結子会社であるアキレス北海道販売株式会社、アキレス九州販売株式会社、アキレス関東販売株式会社、アキレス新潟販売株式会社、アキレス東北販売株式会社、アキレス西日本販売株式会社、アキレス東日本販売株式会社およびアキレス東海販売株式会社は、シューズの販売（卸売）を主な事業として、当社とシューズ量販店・小売店間の商流を担当してきましたが、当社からの直接仕入化などの物流システムの変革に対応するとともに、業務の効率化を図るために解散し、当社に新たに設置する営業所に事業を譲渡、現在清算手続きを行っております。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	2,054百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,600
株式会社三井住友銀行	700

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 700,000,000株
- ② 発行済株式の総数 190,627,147株（自己株式5,559,264株を含む）
- ③ 株主数 17,422名
- ④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
株式会社みずほ銀行	9,185千株	4.96%
東京アキレス協和会	6,617	3.58
足利アキレス協和会	5,530	2.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	4,403	2.38
みずほ信託銀行株式会社	4,318	2.33
朝日生命保険相互会社	4,315	2.33
大阪アキレス協和会	4,165	2.25
三井住友海上火災保険株式会社	3,948	2.13
株式会社足利銀行	3,436	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	3,304	1.79

(注) 上記のほか、当社保有の自己株式5,559千株があり、持株比率は自己株式を除いて算出しております。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役・監査役の地位、担当および重要な兼職の状況

(平成27年3月31日現在)

代表取締役 社長		伊藤 守
専務取締役	製造部門管掌 (アキレスマリン㈱、アキレスウエルダー㈱ 代表取締役、昆山阿基里斯人造皮有限公司 董事長)	小林 英明
常務取締役	営業部門統轄兼プラスチック部門担当兼化 成品事業部長 (アキレスコアテック㈱、アキレス大阪ビニ スター㈱、ACHILLES USA, INC. 代表取締役、 阿基里斯(上海)国際貿易有限公司董事長)	美濃 眞
取締役	経理本部長兼経営企画本部長	藤澤 稔
取締役	営業部門統轄補佐兼産業資材部門担当兼購 買本部長 (東北アキレス㈱代表取締役、阿基里斯先進 科技股份有限公司董事長)	日景 一郎
取締役	C S R 担当兼人事総務本部長兼コンプライ アンス本部長 (アキレス商事㈱代表取締役)	荒木 謙一郎
取締役	シューズ部門担当兼シューズ事業部長兼シ ューズ営業本部長 (ACHILLES HONG KONG CO., LTD.、崇徳有限 公司代表取締役、広州崇徳鞋業有限公司董 事長)	永島 照明
取締役	(国立大学法人山形大学大学院理工学研究科 教授)	米竹 孝一郎
常勤監査役		富川 隆
常勤監査役		殿岡 一男
監査役	(近野博公認会計士事務所)	近野 博
監査役	(岩本法律事務所)	須藤 昌子

- (注) 1. 取締役米竹孝一郎氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役近野博氏および監査役須藤昌子氏の両氏は、社外監査役であります。
 3. 社外取締役米竹孝一郎氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 社外監査役近野博氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。なお、同氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 5. 社外監査役須藤昌子氏は、弁護士の資格を有しております。
 6. 常勤監査役戸ヶ崎基博氏は、平成26年6月27日をもって辞任により退任しております。

② 執行役員の地位、担当および重要な兼職の状況

(平成27年3月31日現在)

執行役員	滋賀地区製造本部長兼滋賀総務部長	奥村治平
執行役員	建装事業部長兼デザインセンター長	柏瀬功次
執行役員	ウレタン事業部長兼支社ウレタン販売部長 (北海道アキレスエアロン(株)、関東アキレス エアロン(株)、大阪アキレスエアロン(株)、九 州アキレスエアロン(株)代表取締役)	山本勝治
執行役員	品質保証本部長兼安全環境担当兼環境安全 推進部長	小林一俊
執行役員	車輛資材事業部長兼車輛資材販売部長	大蔵孝也
執行役員	製造部門管掌補佐兼製造管理本部長兼生産 革新担当	木村正典
執行役員	関西支社長兼支社断熱資材販売部長	宮寄徹
執行役員	プラスチック製造本部長兼プラスチック工 場長	嶋倉茂夫
執行役員	断熱資材事業部長	松田光弘
執行役員	ACHILLES USA, INC. 社長	鈴木卓郎

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	12名 (1)	165百万円 (5)
監 査 役 (うち社外監査役)	5 (2)	50 (13)
合 計	17	215

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(賞与を含む)は含まれておりません。
2. 上記の取締役および監査役の支給人員には、平成26年6月27日開催の第94回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名、辞任した監査役1名を含んでおります。

④ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該法人等との関係

- ・社外取締役米竹孝一郎氏は、国立大学法人山形大学大学院理工学研究科教授ですが、当社と同大学院の間には、取引関係はありません。
- ・社外監査役近野博氏は、近野博公認会計士事務所における公認会計士ですが、当社と同事務所の間には、取引関係はありません。
- ・社外監査役須藤昌子氏は、岩本法律事務所における弁護士ですが、当社と同事務所の間には、取引関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会および監査役会への出席状況

	取締役会 (16回開催)		監査役会 (19回開催)	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 米 竹 孝一郎	13回	100%	一回	-%
監査役 近 野 博	16回	100%	19回	100%
監査役 須 藤 昌 子	16回	100%	19回	100%

- (注) 取締役米竹孝一郎氏は平成26年6月27日開催の第94回定時株主総会で選任されたため、就任後の取締役会の開催回数は13回であります。

- ・取締役会および監査役会における発言状況

社外取締役米竹孝一郎氏は、取締役会において大学院教授としての客観的・中立的観点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための助言や提言を行っております。

各社外監査役は取締役会に出席し、監査役近野博氏は公認会計士としての、監査役須藤昌子氏は弁護士としての専門的・独立的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適法性を確保するための発言および

内部統制システムに関わる助言や提言を行っております。また、監査役会に出席し、監査の方法その他の監査役の業務の執行に関する事項について、意見の表明を行っております。

3) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役米竹孝一郎氏、監査役近野博氏および監査役須藤昌子氏の各氏について、1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額はこれらの合計額で記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の

決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。
なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制システムの基本方針」という。）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、「企業理念」の実践のためにすべての役員および社員が法令・定款を遵守し倫理を尊重する企業活動を基本原則として、「企業行動憲章」を制定し、さらに具体的な行動の基準を「行動規範」として定めております。

当社の役員は「企業行動憲章」を基本とし、公正かつ透明な経営を実践してまいります。

企業倫理の徹底、維持、向上のため、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を定期的および必要に応じ開催し、法令遵守状況の確認および監督指導を行っております。

コンプライアンス体制の強化のために設置しましたコンプライアンス本部は関連部門と連携し、研修計画の立案・実施、マニュアルの配布等による啓蒙活動により法令遵守体制の整備・指導を行っております。

コンプライアンス本部の下に監査部を設け、法令遵守状況を定期的および必要に応じ確認しております。

倫理・法令遵守上疑義のある行為について、相談および通報の適正な処理の仕組みとして、社外弁護士ルートを含めた内部通報制度「アキレスホットライン」を整備し、早期に社内の自浄作用が働く体制を図っております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、経営と業務の可視化ならびに効率化を図るため、取締役および使用人の職務の執行に係る情報については、文書および情報の運用、管理に関する規定を定め適切に管理するとともに、取締役および使用人が必要に応じ適宜閲覧できる体制を図っております。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社は、経営に関する不測の事態が発生した場合は、「経営危機管理規定」に基づき、直ちに社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速に必要な対応を行い、損害・費用を最小限にとどめる体制を図っております。

事業の推進に伴う個々のリスク（コンプライアンス、環境、災害、安全衛生、製品安全・品質管理、輸出管理、財務報告の信頼性等）については、各々のリスク管理担当部門が規定・基準・ガイドライン等を整備し周知するとともに、モニタリング等を通じて各部門のリスク管理状況について把握、評価をし、指導・助言を行っております。

各部門を担当する取締役および部門長は、自部門におけるリスクについて把握・評価を行い、規定等に基づき対応を図るようしております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項の審議、決定を行うとともに取締役の業務執行状況の監督を行っております。

また、意思決定の迅速化と業務運営の効率化を図るため経営会議を開催し、取締役会に付議すべき事項の審議および取締役会の決定方針に基づく具体的な執行方針、その他経営に関する重要な業務執行について審議、決定を行っております。

取締役会の決定に基づく業務執行については、各部門を担当する取締役もしくは部門長に責任と権限を与え経営の効率的な運用を図っております。

計画的かつ効率的に事業を運営するために年度毎に予算を設定し、目標達成のため取締役および各部門長より構成する実績報告会を定期的で開催し、目的の進捗状況の管理を行っております。

⑤ 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとして共通の「企業理念」に基づき、子会社と一体になった事業運営を行っており、各子会社を担当する取締役もしくは部門長が、子会社の取締役となり子会社の運営を適正に行うとともに、原則として国内子会社については機動的な機関設計を行っております。

子会社の管理に関しては、子会社管理規定に定めた、決裁・報告制度により経営管理を行っており、必要に応じてモニタリングを行っております。

当社グループの、連結財務諸表等の財務報告の信頼性を確保するためのシステムおよび継続的にモニタリングするために必要な体制の整備・運用を行っております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が必要と認めるときは、取締役から独立した臨時スタッフを置くものとし、指揮・命令・評価に関する権限は取締役から監査役に移すこととしております。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会その他必要に応じて執行役員会・経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況を聴取することができる体制としております。

法定事項のほかに、当社グループ内の重要な事項に関して取締役が決定した内容、職務の執行に関する重大なコンプライアンス違反の事実、および当社グループに損害を及ぼす重大な訴訟等の発生について、遅滞無く監査役に報告するものとしております。

内部監査の結果、内部通報制度の活用状況、海外子会社のモニタリング結果については定期的または適時報告いたしております。

代表取締役と監査役会は定期的な意見交換会を行っており、また内部監査部門は監査役との連携を図り、監査役の効果的な監査業務の遂行に協力しております。

監査役会は、会計監査人から監査計画、監査執行状況、監査結果等について説明を受けるとともに、情報交換を行い相互の連携を図っております。

企業統治の強化の観点より、上記決定いたしました「内部統制システムの基本方針」に基づいた具体的な事項について整備・運用を推進するとともに、適宜見直しを実施するために、内部統制推進部門を設けております。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方と整備状況

当社グループは「企業行動憲章」に、次のとおり基本的な考え方を示しております。

- ・市民社会の秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、関係遮断を徹底します。

また、役員・社員が遵守すべき「行動規範」に具体的な行動の基準として「反社会的勢力からの脅迫・強要等の不正な要求が起きた場合は、組織的に対応し、警察・法律家など専門家の助言のもと、毅然とした態度で臨む。」と定め、対応部署を決めております。

(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、平成20年4月28日開催の当社取締役会において、会社法施行規則に定める「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」を決議し、同年6月27日開催の当社定時株主総会においてご承認いただき、その後、平成23年6月29日開催の当社定時株主総会の決議により更新いたしました（以下、「旧プラン」といいます。）。

旧プランの有効期限は、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会終結の時までとなっておりましたが、同年4月25日開催の取締役会において旧プランを一部改定の上で更新することを決議し、同年6月27日開催の当社定時取締役会においてご承認いただきました（以下、「本プラン」といいます。）。

本プランの内容の概要は以下のとおりであります。

① 会社の支配に関する基本方針

当社は、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役に就任して、法令および定款の定めを遵守しつつ当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えております。また、当社は株式の大量取得を目的とする買付が行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、経営支配権の移動を通じた企業活動の活性化の意義や効果についても、何らこれを否定するものではありません。

しかしながら資本市場では、対象となる企業の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、一方的に大規模な買付提案またはこれに類似する行為を強行するという動きがあります。これら大規模買付や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要し株主に不利益を与える恐れのあるもの、買収の提案理由が不明確なもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等々、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのあるものも少なくありません。

当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある大規模な買付行為や買付提案を行う者は不適切であり、このような者に対しては必要かつ相当な対抗措置をとることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保

する必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組み

1) 経営理念

当社グループは、多数の投資家の皆様に中・長期的に当社に投資を継続していただくために、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保、向上させるための取組みとして以下のような施策を実施しております。

当社グループは、「お客様の真の満足と感動をいただける価値（製品、サービス、情報）の提供を通して豊かな社会の実現に貢献する」という企業理念のもと、多角的に事業展開を図り、各事業がその強みを発揮することで「企業価値の増大」を図り、全てのステークホルダーの期待と信頼にお応えしていく会社になることを目指しております。

この目標実現のために、会社が対処すべき課題として以下のとおりの重要課題に取り組んでおります。

ア. 事業体質の強化

- (a) 独自技術を活かした高付加価値商品の開発
- (b) 生産技術力の強化による原価低減と品質向上
- (c) 市場ニーズに対応した組織体制の見直し
- (d) 品質保証システムの改革

イ. 研究開発力の強化と成果の事業化スピードアップ

ウ. グローバル展開の加速

エ. 人材開発の継続とグローバル人材の育成

オ. CSR（企業の社会的責任）に基づく企業経営の推進

当社は創業以来、プラスチック加工技術力を継続して高め、配合技術・製膜技術・発泡技術・断熱技術・導電化技術など特徴ある技術を開発し、これらを融合・複合化させ新たな商品を提供してまいりました。消費財としてのシューズ分野への積極的展開、また特に省資源や省エネルギーなど地球環境に配慮した製品を住宅資材（建材用断熱材）、電子材料（太陽電池関連フィルム等）への製品化に展開しております。また、防災テント、救命用ボートなど災害や新型インフルエンザなどの疫病に備えるための製品やサービスも提供しており、安心できる社会作りに貢献しております。

2) コーポレートガバナンスの強化充実に向けた取組み

当社グループは、企業理念として「社会との共生」＝「顧客起点」を基本に企業行動憲章、行動規範を制定し、コーポレートガバナンス（企業統治）の充

実に努めております。

また、会社法に定める内部統制構築に関する基本方針により企業統治に関する組織、規定を充実させ企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、取締役、監査役の役割の明確化に努め「経営の効率化」、「経営意思決定の迅速化」に注力しております。

- ③ 本プランの内容（会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

1) 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考えております。

このため、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として、旧プランを本プランとして更新いたしました。

2) 本プランのスキームの概要

本プランのスキームの概要は以下のとおりであります。

- ア. 本プランは特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為を対象といたします。
- イ. 本プランを適正に運用するため、当社の業務執行から独立している社外監査役および社外有識者から選任された3名の委員で構成された独立委員会を設置いたしました。当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重いたします。
- ウ. 当社取締役会は、大規模買付者に意向表明書、必要情報の提出を求めます。
- エ. 当社取締役会は、必要情報の提供を受けた後、対価を現金のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための評価期間として設定いたします。

オ. 当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置発動または不発動の決議をいたします。独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い発動の決議について株主総会の開催を要請する場合、または、独立委員会から対抗措置発動の勧告を受けた上で、当社取締役会が株主の意見を反映すべきと判断した場合には、当社取締役会は株主検討期間として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に株主総会を開催いたします。

カ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置により大規模買付行為に対抗する場合があります。当社取締役会がとる具体的対抗措置の一つとして、対抗措置としての効果を勘案した条件を付して新株予約権の無償割当てを行う場合があります。

キ. 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見の表明や、代替案の提示により株主を説得するに留め、原則として対抗措置はとりません。但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、また、必要に応じて当社の株主総会の承認を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、前記カ. の対抗措置の発動を決定することができるものといたしました。

ク. 本プランは、平成26年6月27日開催の当社定時株主総会において議案として審議可決され、同日より効力を発生し、その有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなっております。

ケ. 本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することができます。

- ④ 本プランの合理性について（本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて）

当社では、本プランの設計に際して、以下の諸点を考慮することにより、本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えております。

1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しております。また、本プランは、企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえた内容となっております。

2) 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって更新されたものです。

本プランの更新は、株主の皆様のご承認を条件としており、株主の皆様のご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

3) 株主意思を反映するものであること

本プランは、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、その更新について株主の皆様のご意思を確認するため、議案として上程し審議可決されました。

また、更新後は本プランの有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4) 取締役会の恣意的判断の排除

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

5) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される当社取締役会によって廃止することが可能です。したがって、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。なお、当社では取締役解

任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重を
しておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて
おります。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	49,270	流動負債	28,188
現金及び預金	7,128	支払手形及び買掛金	14,612
受取手形及び売掛金	27,542	短期借入金	2,339
商品及び製品	8,792	1年内返済予定の長期借入金	3,000
仕掛品	1,475	未払金	3,521
原材料及び貯蔵品	2,053	未払法人税等	224
繰延税金資産	1,308	その他	4,490
その他	1,016	固定負債	6,236
貸倒引当金	△47	長期未払金	9
		繰延税金負債	513
固定資産	28,706	退職給付に係る負債	5,352
有形固定資産	19,067	資産除去債務	351
建物及び構築物	8,251	PCB廃棄物処理引当金	8
機械装置及び運搬具	4,824	負債合計	34,424
土地	5,267	(純資産の部)	
建設仮勘定	228	株主資本	40,872
その他	495	資本金	14,640
無形固定資産	672	資本剰余金	10,708
投資その他の資産	8,966	利益剰余金	16,251
投資有価証券	4,093	自己株式	△728
繰延税金資産	2,101	その他の包括利益累計額	2,679
その他	2,828	その他有価証券 評価差額金	1,050
貸倒引当金	△56	繰延ヘッジ損益	92
		為替換算調整勘定	1,102
		退職給付に係る調整累計額	434
		純資産合計	43,552
資産合計	77,976	負債・純資産合計	77,976

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		89,056
売 上 原 価		72,775
売 上 総 利 益		16,281
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		15,367
営 業 利 益		913
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	75	
そ の 他	638	713
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70	
そ の 他	76	146
経 常 利 益		1,480
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	138	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	452	
保 険 差 益	135	726
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	9	
減 損 損 失	263	
固 定 資 産 除 却 損	143	415
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,790
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	525	
法 人 税 等 調 整 額	△22	503
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		1,287
当 期 純 利 益		1,287

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	14,640	10,708	16,717	△724	41,343
会計方針の変更による累積的影響額			△1,198		△1,198
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,640	10,708	15,519	△724	40,144
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△555		△555
当 期 純 利 益			1,287		1,287
自 己 株 式 の 取 得				△4	△4
自 己 株 式 の 処 分		0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	732	△4	728
当 期 末 残 高	14,640	10,708	16,251	△728	40,872

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に 係る調整 累 計	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	959	163	250	△638	735	42,078
会計方針の変更による累積的影響額						△1,198
会計方針の変更を反映した当期首残高	959	163	250	△638	735	40,880
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△555
当 期 純 利 益						1,287
自 己 株 式 の 取 得						△4
自 己 株 式 の 処 分						0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	90	△71	851	1,073	1,943	1,943
当 期 変 動 額 合 計	90	△71	851	1,073	1,943	2,672
当 期 末 残 高	1,050	92	1,102	434	2,679	43,552

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位 百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	42,675	流動負債	28,284
現金及び預金	3,743	支払手形	1,500
受取手形	8,541	買掛金	11,428
売掛金	20,430	短期借入金	2,200
商品及び製品	7,160	1年内返済予定の長期借入金	3,000
仕掛品	1,256	未払金	5,233
原材料及び貯蔵品	1,085	未払法人税等	73
前払費用	286	未払消費税等	234
繰延税金資産	1,203	未払費用	1,924
短期貸付金	1,046	預り金	1,391
その他	626	設備関係支払手形	803
貸倒引当金	△2,705	その他	493
固定資産	27,595	固定負債	5,238
有形固定資産	16,659	長期未払金	9
建物	6,791	退職給付引当金	4,867
構築物	429	P C B廃棄物処理引当金	8
機械装置	3,647	資産除去債務	351
車両運搬具	44	負債合計	33,522
工具器具備品	421	(純資産の部)	
土地	5,190	株主資本	35,742
建設仮勘定	135	資本金	14,640
無形固定資産	405	資本剰余金	10,708
ソフトウェア	351	資本準備金	3,660
その他	54	その他資本剰余金	7,048
投資その他の資産	10,529	利益剰余金	11,121
投資有価証券	2,515	その他利益剰余金	11,121
関係会社株式	3,760	固定資産圧縮積立金	414
長期貸付金	120	別途積立金	10,200
長期前払費用	211	繰越利益剰余金	506
前払年金費用	1,279	自己株式	△728
繰延税金資産	2,199	評価・換算差額等	1,004
その他	505	その他有価証券評価差額金	912
貸倒引当金	△62	繰延ヘッジ損益	92
		純資産合計	36,747
資産合計	70,270	負債・純資産合計	70,270

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		67,603
売 上 原 価		57,200
売 上 総 利 益		10,403
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		10,795
営 業 損 失		392
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	649	
そ の 他	710	1,360
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	78	
そ の 他	221	299
経 常 利 益		668
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	97	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	452	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	1	
保 険 差 益	122	672
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	9	
固 定 資 産 除 却 損	137	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	244	391
税 引 前 当 期 純 利 益		949
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	80	
法 人 税 等 調 整 額	△95	△15
当 期 純 利 益		965

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本						株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自 己 株 式	
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金(注)		
当 期 首 残 高	14,640	3,660	7,048	10,708	11,807	△724	36,432
会計方針の変更による累積的影響額					△1,095		△1,095
会計方針の変更を反映した当期首残高	14,640	3,660	7,048	10,708	10,711	△724	35,336
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△555		△555
当 期 純 利 益					965		965
自 己 株 式 の 取 得						△4	△4
自 己 株 式 の 処 分			0	0		0	0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0	0	410	△4	405
当 期 末 残 高	14,640	3,660	7,048	10,708	11,121	△728	35,742

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	898	163	1,061	37,494
会計方針の変更による累積的影響額				△1,095
会計方針の変更を反映した当期首残高	898	163	1,061	36,398
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△555
当 期 純 利 益				965
自 己 株 式 の 取 得				△4
自 己 株 式 の 処 分				0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	14	△71	△56	△56
当 期 変 動 額 合 計	14	△71	△56	348
当 期 末 残 高	912	92	1,004	36,747

(注) その他の利益剰余金の内訳

(単位 百万円)

	固定資産圧縮積立金	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金	合 計
当 期 首 残 高	426	9,200	2,180	11,807
会計方針の変更による累積的影響額			△1,095	△1,095
会計方針の変更を反映した当期首残高	426	9,200	1,084	10,711
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			△555	△555
法定実効税率変更に伴う積立金の増加	19		△19	—
固定資産圧縮積立金の取崩	△31		31	—
別 途 積 立 金 の 積 立		1,000	△1,000	—
当 期 純 利 益			965	965
当 期 変 動 額 合 計	△11	1,000	△577	410
当 期 末 残 高	414	10,200	506	11,121

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 15 日

アキレス株式会社
取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 茂 次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美 久 羅 和 美 ㊞

当監査法人は、会社法第 4 4 4 条第 4 項の規定に基づき、アキレス株式会社の平成 2 6 年 4 月 1 日から平成 2 7 年 3 月 3 1 日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アキレス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成 27 年 5 月 15 日

アキレス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉本茂次 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 美久羅和美 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アキレス株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、子会社に対し事業の報告を求め、必要に応じて子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 25 日

アキレス株式会社 監査役会

<u>常勤監査役</u>	富川 隆	Ⓔ
<u>常勤監査役</u>	殿岡 一男	Ⓔ
<u>社外監査役</u>	近野 博	Ⓔ
<u>社外監査役</u>	須藤 昌子	Ⓔ

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、経営の安定と収益の向上による経営基盤の強化の上に、株主の皆様への安定的な利益還元を維持することを基本としております。第95期の期末配当につきましては、当期の業績および諸般の状況を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき、金4円といたしたいと存じます。
この場合の配当総額は740,271,532円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成27年6月29日

第2号議案 監査役4名選任の件

監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

（※：新任候補者）

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	とみかわ たかし 富川 隆 (昭和24年6月2日生)	昭和50年4月 当社入社 平成13年6月 当社スケッチャーズ販売部副部長 平成17年10月 当社業務監理室副部長 平成20年4月 当社監査部長 平成26年6月 当社常勤監査役 (現在に至る)	9,360株
2	※やまだ しげる 山田 茂 (昭和31年10月9日生)	昭和50年4月 当社入社 平成18年6月 当社原価計算部長 平成22年1月 当社足利総務部長 平成25年1月 当社原価計算部長 (現在に至る)	1,000株
3	こんの ひろし 近野 博 (昭和22年5月25日生)	昭和49年1月 クローバー公認会計士共同事務所（昭和51年6月秀和公認会計士共同事務所に名称変更） 昭和56年2月 公認会計士登録 平成2年2月 税理士登録 平成19年6月 当社監査役 (現在に至る) 平成23年2月 近野博公認会計士事務所開設 (現在に至る)	2,000株
4	すとう まさこ 須藤 昌子 (昭和47年9月9日生)	平成10年4月 弁護士登録 東京青山・青木法律事務所 平成14年6月 岩本法律事務所開設 (現在に至る) 平成23年6月 当社監査役 (現在に至る)	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 近野博氏および須藤昌子氏の両氏は、社外監査役候補者であります。
 3. 近野博氏は、東京証券取引所が指定を義務づける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 近野博氏および須藤昌子氏の両氏は、各分野において高い見識を有しており、監査機能を発揮していただけることを期待し、社外監査役候補者として選任しております。
 5. 近野博氏および須藤昌子氏の両氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、各々公認会計士、弁護士として企業の実務に長年にわたり携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
 6. 須藤昌子氏は、平成23年3月まで当社と顧問弁護士契約を締結しており、顧問弁護士としての報酬を受け取っておりました。
 7. 近野博氏は、当社の監査役に就任してから8年、須藤昌子氏は4年になります。
 8. 近野博氏および須藤昌子氏の両氏とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その契約の内容の概要は次

のとおりであります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

9. 近野博氏および須藤昌子氏の両氏が社外監査役として在任中の平成24年9月24日、当社は、EPS工法において使用される発泡スチロールブロック製品の取引に関する独占禁止法違反の行為について、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。社外監査役近野博氏は、事案発生まで当該事実を認識しておりませんが、従前より取締役会等において法令遵守の徹底を求め、注意喚起を行なっておりました。また、監査役近野博氏および事案発生後に社外監査役に就任した須藤昌子氏は、内部統制の更なる強化を要請し、再発防止のための提言を行なうなど、その職責を果たしております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項に基づき、補欠の監査役1名をあらかじめ選任することをお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当 社 株式の数
<p style="text-align: center;">あ り が よ し の り 有 賀 美 典 (昭和39年7月19日生)</p>	<p>平成元年10月 中央新光監査法人 平成6年3月 公認会計士登録 平成7年10月 プライスウォーターハウスクーパース L L P 平成12年10月 中央青山監査法人 平成16年9月 公認会計士有賀美典事務所開設 (現在に至る) 平成16年9月 税理士酒巻敬二事務所 平成17年11月 税理士登録 平成23年6月 当社補欠監査役 (現在に至る) 平成23年9月 アクティビア・プロパティーズ投資法 人監督役員 (現在に至る) 平成25年1月 税理士有賀美典事務所開設 (現在に至る)</p>	<p style="text-align: center;">一 株</p>

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 候補者は、公認会計士として高い見識を有しており、監査役に就任された場合に、監査機能を発揮していただけることを期待し、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。
4. 候補者は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として企業の実務に長年にわたり携わっており、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。
5. 候補者が社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その契約の内容の概要は次のとおりであります。
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、1,000万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号
新宿フロントタワー 22階

当社本店

電話 (03) 5338-9200 (代表)



最寄駅	東京メトロ丸ノ内線	西新宿駅下車	1番出口	徒歩約4分
	東京メトロ丸ノ内線/都営大江戸線	中野坂上駅下車	A1出口	徒歩約8分
	都営大江戸線	都庁前駅下車	A5出口	徒歩約10分
	JR線	新宿駅下車		徒歩約15分

当社本店を平成27年2月23日に移転しており、今回より株主総会の会場を変更させていただいております。

ご来場の際はお間違えのないようご注意ください。

※ 東京メトロ丸ノ内線 西新宿駅1番出口付近で当社係員がご案内しております。

※ 新宿フロントタワーのエレベーターは、エレベーターホールC (19～27階) をご利用下さい。